

# 第 284 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第284回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年10月1日（水）17:01～17:56

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

#### 1. 実施要項（案）の審議

- 大阪合同庁舎第2・4号館の管理・運営業務（財務省）
- 国際石油需給体制等調査(ASEAN+3 地域におけるエネルギー連携強化に係る事業)  
（経済産業省）

#### 2. その他

<出席者>

（委 員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員

（財務省）

近畿財務局 豊田合同庁舎管理官、北村係長、加藤会計課長

（経済産業省）

資源エネルギー庁長官官房国際課 山下総括補佐、因国際エネルギー専門官、  
藤井国際協力係長

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから第284回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、財務省の「大阪合同庁舎第2・4号館の管理・運営業務」及び、経済産業省の「国際石油需給体制等調査」の実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、財務省の「大阪合同庁舎第2・4号館の管理・運営業務」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は、財務省近畿財務局・豊田合同庁舎管理官に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと思います。説明は、15分程度でお願いいたします。

○豊田合同庁舎管理官 近畿財務局総務部合同庁舎管理官の豊田と申します。どうかよろしくお願いを申し上げます。

座らせていただいて、説明させていただきます。

それでは、大阪合同庁舎第2・4号館の管理・運営業務における民間競争入札ということで、お手元の実施要項（案）に沿いまして、説明をさせていただきたいと思っております。

今回、対象としております合同庁舎につきましては、1ページの1の1.1の（1）の対象施設の概要にございますように、敷地が1万4,662平米。その中に大阪第2合同庁舎の本館、別館、分庁舎及び第4合同庁舎の庁舎建物が4棟、ほかには車庫などの建築物がございまして、この中で庁舎として最大規模は4号館で、⑤でございしますが、地上17階建て、延べ面積約4万1,000平米の建物でございます。それら延べ面積合わせて6万9,372平米の施設でございまして、一体として近畿財務局が管理をしております。

次のページをめくっていただきますと、施設目的の欄でございますが、近畿財務局を含めて、来年度入居予定官署が1官署ございまして、合わせて18官署、1独立行政法人が入居をするという施設でございます。その中に現在約2,500人の職員が勤めておりまして、大体一日平均900名が来庁する施設でございます。

次に、本件の対象になっている業務につきましてですが、（2）の「業務の対象と業務の内容」というところに記載させていただいておりますように、①建物・設備機器等保守管理業務としまして、設備機器等運転監視及び日常点検保守等業務からずっと次のページの22番、施設予約及び受付管理システム提供業務ということで、22業務がございまして、②としまして清掃業務、③警備業務、④廃棄物処理業務ということで4業務。細かく分けますと、先ほどの22と②、③、④を足しますと25業種となっております。

これまでこれらの業務につきましては、従来から民間委託を実施しておりましたが、これまで順次集約化を進めておりまして、本年度は5本の契約にまで集約をいたしまして、おのこの業務期間1年として、一般競争入札により民間委託をしているところでございます。

今般、これら業務につきまして、公共サービス改革基本方針にのっとりまして、さらに業務を包括化しまして、加えて複数年化するというところで、質の向上及び経費の削減を図ろうとするものでございます。

次に本業務の実施に当たりまして、4ページ目でございますが、1.1.1に包括的に各業務を管理するため、管理・運營業務全般に係る業務を項目として設けております。

個々の業務につきましては原則、国土交通省の大臣官房官庁営繕部作成の建築保全業務共通仕様書を適用することにいたしまして、別添仕様書1.1から4までずっと作成いたしまして、それによることとしております。

飛びまして5ページ、1.2.1に本件の達成すべきサービスの質の項目を設けまして、1.2.1管理・運營業務の質から、1.2.3創意工夫の発揮可能性まで3項目を定めておりますが、1.2.3の創意工夫の発揮可能性におきましては、民間事業者の創意工夫を反映し、包括的な質の確保、コスト削減に関しまして、6ページ目の上ですけれども、(1)～(3)のとおりに提案をしていただくことにしております。

これらの提案につきましては、後ほども出てまいります、入札時に企画書という形で御提出いただくことにしております。

次に6ページの1.2.4の委託費の支払方法でございますが、私ども施設管理者がこの事業期間中に検査・監督を行いまして、要求する水準を満たしていない場合は、再度業務を行わせるとともに業務改善計画書を提出させ、遂行後の検査ができない限り委託費の支払いは行わないとしております。

また、業務改善につきましては、1.2.5の業務改善策の提出にも規定をしております。

次に費用負担等についてでございますが、6ページの下の1.2.6の費用負担等に関するその他の留意事項に記載しております。

内容的には、一般的な私どもの施設管理業務における標準的な形としてございます。

7ページ、2の「実施期間に関する事項」ということで、平成26年4月1日から29年3月31日までの3年間としております。

次に、入札参加資格についてでございますが、7ページの「3. 入札参加資格に関する事項」で定めております。

入札参加資格につきましては、主だった点で言いますと、(4)におきまして、全省庁統一資格において「役務の提供等」で「A」または「B」等級に格付され、近畿地域の資格を有する者ということで指定をしております。

また、同項11におきまして、入札グループで入札することも可能としておりまして、その場合、代表企業を除くグループ企業につきましては、全省庁統一資格において「役務の提供等」で「A」「B」「C」「D」まで等級に格付されたものとしてございます。

次に入札に関するスケジュールについてでございますが、8ページの4の(1)に入札スケジュールを示しております。

本件につきましては、世界貿易機関のWTO政府調達協定の対象業務に該当することとなり、パブリックコメントや入札公告の期間につきましては、通常に比べて長い日数を確保する必要があるということから、平成25年12月上旬ごろに官報告示を行い、ずっと進めてまいりまして、26年2月上旬ごろに入札書類の提出を受けまして、審査の上、開札・落札予定

者の決定を2月下旬をめどに行うことを予定してございます。

次に、同じページの入札の実施手続のところですが、入札実施手続におきましては、①提出書類としまして、入札書、入札参加資格を証明する資料、及び先ほど申し上げた企画書というものを提出していただきます。

なお、ここで廃棄物の処理とか、施設予約受付管理システムの提供業務につきましては、単価契約でございますので、ここに記載をしております。

②の企画書の内容につきましては、9ページの5の「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」で示しているところの本業務につきましての実施体制や、管理・運營業務に対する提案などを審査させていただくということで、ここに書類の提出を求めています。

提案につきましては、9ページ、4の(2)の②の5)の管理・運營業務に対する提案のアにおきまして、本業務の全般を対象として仕様書に定める業務を仕様書に基づいて行う上で、本業務に関する包括的な質の確保に資するもの。

イにおきまして、コスト削減に資するもの。

ウにおきまして、従来の実施方法及び共通仕様書に対する提案につきまして、提案方法を定めてございます。

これらの提案につきましては、従来、実施方法として示しております仕様書に求められている水準を確保していただくということと、またはその業務の目的を達成できるのであれば、民間事業者の創意工夫により実施方法の改善、または工夫等を御提案いただき、質の維持及びコスト削減に資することを求めています。

入札参加者から御提出いただきました書類は、財務局において審査を行いまして、戻りますが7ページ3の「入札参加に関する事項」及び9ページの5.1、入札参加資格の確認に当たっての質の審査項目の項目を全て満たしていると認められた場合に、入札書の御提出をいただきまして、10ページの5.2「落札者決定にあたっての方法」にありますとおり、最低価格を提示した者を落札者と決定させていただきたいと考えております。

11ページ6、対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示につきましては、別紙3につけさせていただいているところでございます。

7で、公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項を定めまして、本業務を遂行するに当たっての必要な施設等は無償で使用できること及び使用に当たっての制限を規定しております。

以下、11ページの8に、公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国の長云々という長いところですがその事項。

17ページに9としまして、民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合においてどうするか等。

10に、対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項。

11に、その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項について、幾つか他の事項にお

ける実施要項等を参考にいたしまして、私どもとしても同様に盛り込んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御意見や御質問のある委員は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○石村専門委員 これは確認ですけれども、実施要項（案）の21ページですが、従来、実施した経費ということで、委託費の内容は以下のとおりで、建物保守管理業務という形で、23、24、25で2億4,800、2億3,500、1億9,400と右肩がどんどん下がって非常にありがたいことなのですけれども、これは統括責任者が兼務することによって人件費が下がったからなのですか。

○豊田合同庁舎管理官 正確にはあれなのですけれども、やはり競争の原理が一点働いたのではないのかなと今時点では思っているところです。

○石村専門委員 下がった要因は人件費の部分なのか、修繕とか結構いろいろ交換されているみたいですが、物件費によるものを新製品なり、そういう設備の部分、要は物件費部分で節約したりとか、どの部分を節約したらこういう形で下げられたのか。その内容がわかるとより競争が促進されるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○豊田合同庁舎管理官 先生がおっしゃられるとおりでと思いますけれども、今、持ち合わせていないので、戻りましてこの点につきましてはもう少し今、先生がおっしゃっておられたところを整理して御回答させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

○石村専門委員 ちなみに参考ですけれども、ほかのプロジェクトなり委託業務では、22ページの下に注1、注2という形で増減の主の要因はという形で、先ほど言ったあまり下がらなかった理由は修繕費がかかったからとか、そういう形で注記していただいているようなのですけれども、もしわかったら御回答いただければというところで、済みません。

○豊田合同庁舎管理官 わかりました。申しわけございません。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

委託費ですから一本化されている部分もあって、なかなか難しいかもしれませんが、発注内容が多少違っていたりも備考欄でわかりますので、それが大きなところで効いているのであれば、もしかすると委託費を積算された民間事業者の方に何か理由があるかもしれません。そこら辺がもしわかればということで、大きなところをとらまえていただければというのが質問の御趣旨かと思えます。

○豊田合同庁舎管理官 わかりました。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。

古笛先生、お願いします。

○古笛専門委員 1つ御質問なのですけれども、従来は点検保守と清掃と警備とそれぞれ別々に民間に委託されていたということなのですが、業者というのは3つの業務で全く別々の業者なのでしょうか。今度包括化するとすると、グループでうまくやっただければいいのですけれども、一括でだとかえって大変になることは想定されてはいないのでしょうか。

○豊田合同庁舎管理官 25年度につきましては、建物と警備は同じ業者がやっております。清掃業者は別の業者です。

○北村係長 補足で説明させていただきます。

25年度につきましては、建物設備機器と警備業務が同じ業者です。25年度の清掃業務を行っている業者につきましては、24年度に建物設備機器の方を落札しておりますので、そのあたりどういったグループ構成になるかわからないのですけれども、ある程度ばらばらというか、経験のある者の応札が見込めるという状況になっております。

○稲生主査 要は、今回一括になって、複数のグループが付託する可能性が十分に認められるということで考えておられると思います。

このほかはいかがでしょうか。清水先生、お願いします。

○清水専門委員 今のところに関係するのですけれども、委託業務で従来個別に契約していて、コスト的にも下がってきてうまくいっているように見えるのですが、今回これを包括化すると、どのようなメリットがあるとお考えになったのでしょうか。

○豊田合同庁舎管理官 メリットにつきましては、まず一つ、複数年化ということの安定的なメリットは先に考えたところでございます。

主要業務としましては、やはり保守管理と警備ということで、同一で対応をしているところもありましたので、そういった意味では、1つには委託が1本になるということで、ばらばらとやるのではなくて、私どもとしても1つのところで1本にやっていくということの指示、命令とか、要求につきましては1者で済むということで、包括的にしたところでもございます。

○清水専門委員 内部的な手数が減っていくと、こんなことですか。

○北村係長 1つの建物につきましては、清掃は清掃をやります、警備は警備をやります。その中で警備の者が清掃について気づく点というのも当然あります。設備の者が清掃、警備のものに気づく点というのがあります。そのあたりが従来は別々の業者になりますので、やはり言いにくい点という点も、言葉はあれですけれども、他者に対する悪い点を告げるようなことになりまして、なかなか報告が上がっていないという点もありましたが、1つの会社になることによって、連絡体制がスムーズになりますので、業務は別ですけれども、建物、警備、清掃が同じ会社になることによって、そういった報告は上がってくるということで、より質が上がると考えております。

○清水専門員 なるほど。

○稲生主査 よろしいですか。

細かい点が1点ございまして、実施要項（案）の6ページ目の1.2.3創意工夫の発揮可能性というところで、（1）から（3）まで努めるものとするという内容が書かれております。

「（1）管理・運營業務の実施全般に対する提案」については「提案を行う」という書き方になっているのですが、（2）のコスト削減、（3）の共通仕様書に対する提案に関しては、両者とも「提案がある場合は」となっております。

このこと自体は特にこちらとしては問題はないかなと考えているのですが、様式のところなのですが、要項（案）通し番号30の様式6というところを拝見いたしますと、6番に関して、今、申し上げたような実施全般に対する提案とあるのですが、本文の最初の1行目「以下の項目について簡潔にまとめること」となっておりまして、あたかも（1）から（3）全てが必要的な提案事項という読み方がされてしまう可能性がありますので、ここは事務局とも調整いただいて、あくまでも必要的に書くべきところは（1）のみだと。

（2）、（3）は任意の提案事項だということを、例えば提案事項（2）でもいいのかもしれない。書きぶりに関しては御調整いただければと思いますけれども、ここだけ気になるのでございますので、後ほど御検討いただければと思っております。

○豊田合同庁舎管理官 おっしゃるとおりです。

○稲生主査 この他はよろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので「大阪合同庁舎第2・4号館の管理・運營業務」の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 ございません。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと存じます。

財務省近畿財務局におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。

（財務省退室、経済産業省入室）

○稲生主査 続きまして、経済産業省の「国際石油需給体制等調査」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は、経済産業省資源エネルギー庁長官官房国際課・山下総括補佐に御出席いただい



ておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと思いません。

説明は15分程度でよろしくお願ひいたします。

○山下総括補佐 資源エネルギー庁国際課の課長補佐をしております山下でございます。

お手元でございます「ASEAN+3地域におけるエネルギー連携強化に係る事業実施業務の民間競争入札実施要項（案）」に従って御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、1 ページ目からでございますけれども、本事業の目的について簡単に御説明をさせていただきます。

本事業は、ASEAN+3のエネルギーの需要というのが非常に大きく昨今伸びておりまして、そういった中でエネルギーセキュリティーを確保するというのが地域の重要な課題となっております。

そういった中で、平成15年7月にASEANの国々プラス日中韓という枠組みで、エネルギーのセキュリティーを確保していく上での共通課題について議論をするためのプラットフォームを形成することが決まりまして、その中でこういった事業が行われているわけでございます。

次のページに参りまして、ただ、この事業自体はエネルギーの海外の専門家であったりとか、研究機関などの知見というのが非常に重要になってきていまして、ASEAN+3の地域でこうしたエネルギーのセキュリティーを確保していく上で、こういった方々の知見をうまく取り入れながらエネルギーのセキュリティーに向けた方策、あるいは取り組むべき課題について議論を行いたいということでこういった事業を立ち上げております。

(2)の「業務内容」に移らせていただきますけれども、業務内容で大きく申し上げます、3つの業務から本事業は構成されております。

1つ目が、先ほど申し上げたようなASEAN+3地域の各国の参加を得て、また専門的な知見を持つ海外の専門家、研究機関に御参加をいただくためのある種のワークショップを開催することが必要ということで、業務内容の「①ASEAN+3分野別ワークショップ等の開催のサポート業務」を本事業の中でお願いしたいと思っております。

このサポート業務では、会議の開催・運営のための各国との調整、会場選定、出席者取りまとめといった事前の会議を開催するための準備、会議当日のさまざまな事務作業をお願いしております。

2つ目に参りまして、この会合の中でプレゼンテーションをお願いするわけですが、ここの会議の議論をある種ファシリテートをするということが非常に重要になっていまして、その中で議論を促すための基本的なASEAN+3でのエネルギーの状況であったり、エネルギーの動向についてプレゼンテーションを作成し、プレゼンテーションをお願いするという業務が2つ目になります。

3つ目、「ASEAN+3のエネルギー政策上の課題の分析」ということで、プレゼンテーションをするにしても、またASEAN+3での議論の議題を決定していく上でも、さまざまな世界で

起こっているエネルギー市場の動向であったり、あるいはASEAN+3での課題であったり、さまざまなエネルギーに関するグローバルな課題あるいは状況について分析を行って、それを海外の専門家の知見も活用しながらまとめていくということをした上で、議題の設定、あるいはプレゼンテーションをしていただきたいと思いますので、そういう意味で「ASEAN+3におけるエネルギー政策上の課題の分析」を3つ目に挙げております。

「(3) 事業実施方法」ですけれども、この事業はASEANの方でASEAN Centre for EnergyというACEという組織がございまして、これはASEANの中でのエネルギー関係の事務局なのですけれども、ここと協力をしながら事業を進めていくということが重要になってまいります。

3ページは、ASEAN Centre for Energyとの詳細な内容なので割愛させていただいて、4ページ、②のプレゼンテーションの実施に関しては、関係各国からの既存蓄積情報をもとにプレゼンテーションを作成していただく。

それから、関連会合においてプレゼンテーションを実施いただくわけですけれども、その実施に当たっても、エネルギーの専門家による実施というのをお願いしたいと思っております。

ただし、本事業の中で入札者が専門的な知見を持たない等の問題によって、この事業の入札に参加できないといった弊害をなくすために、プレゼンテーションの事業については外部に再委託も可能ということで考えております。

③のASEAN+3のエネルギー連携強化に関する課題の分析なのですけれども、こちらについては、文献の調査あるいは専門家、有識者等へのヒアリング調査、海外の専門機関が発行している各種レポートなどを課題分析に活用いただきまして、その上でアジアのエネルギー事情や課題を分析していただきたいと思いますと思っております。

こちらに関しましても、先ほどのプレゼンテーション同様、専門的なこういった分析を行う知見がない等の問題で、入札の機会を逃してしまうようなところができるだけないようにするために、外部に再委託も可能ということで考えております。

こうした業務を行った上で、報告書を納入していただくということを考えております。

また、できるだけこの事業への民間事業者による入札機会を拡大するために、経済産業省としては、必要に応じて過去の事業の実績あるいは結果の引き継ぎを経済産業省が行うことを基本としまして、また、5ページの⑥にありますように、業務完了前に経済産業省が民間事業者に対して引き継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じることとお願いをしております。

(4)ですけれども、この業務を実施するに当たって、こういった質が確保されるべきかということなのですが、まず、この事業は会議の運営が重要なポイントになってきますので、ASEAN+3の関連会合の開催に関しては、スケジュールに従ってきちんと会議が開催されるようにアレンジをしていただくということ、参加者をしっかり確保するということが。

③が非常に重要なのですけれども、出席者にアンケート調査を行うのですが、会議自体

の質、内容、会議の進行といった双方の側面があるのですけれども、満足度が80%以上をしっかりと確保されることということで、質の高い会議の開催が確保されるようお願いしたいと考えております。

事業の概要については以上になります。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

ちょっと最初に、この手のことはなかなかお目にかかることがないのでお聞きしたいことがあります。

基本的に受託された場合にプレゼンテーションをすとか、いろいろ会議の内容というのをASEAN諸国あるいは日本や中国、韓国といったところと調整しながらテーマを決めて、コンテンツをいろいろ固めていくということになるのですけれども、その情報というのは、基本的に4ページの②でございますように、関係各国から受託者の方で集められる。そして既存の蓄積情報、恐らくこれは経済産業省の中に蓄積されていると思うのですけれども、これは基本的に受託者の方で要求していけば、スムーズにいただくことができる体制になっているという理解でよろしいでしょうか。

○山下総括補佐 御指摘のとおり、この事業の受託者は、基本的には関係各国からその情報を適宜提出いただける、あるいは公表情報といったところから入手できる。そういった各国から情報の入手は当然できますし、既に公表された情報を使うということで、入手できる情報の範囲でのプレゼンテーションをお願いしたいと思っていますので、基本的には、どのような者が受託したとしても、それなりにそれをお願いする能力がある受託者であれば、基本的にはそういったことは可能と考えています。

○稲生主査 もちろん民間のシンクタンク、日本もかなりそういう蓄積があるところはあるかと思うのですけれども、逆に言うと今までかかわっていないところであれば、知らない情報も結構あるのではないかなというのは、素人ですけれども、私は思っているのです。

そうすると、過去の経済産業省でおやりになったいろいろな調査報告書とか、そういったようなものまで受託すればアクセスが可能なのでしょうか。あくまでも公表されるもので受託された民間事業者独自で調べてください。ただし各国の情報に関しては、経済産業省のルートでお取り寄せが可能であるという理解でよろしいのでしょうか。

○山下総括補佐 例えば各国のエネルギーを担当する政府の役所が、みずから公表している情報で集められないような、多分でこぼこが各国あると思うのですけれども、もし足りない部分があれば、我々の方からその国の政府に働きかけをして、情報を入手するように働きかけて情報を入手するといったサポートのところは、当然経済産業省の方でやるべきだと考えています。

○稲生主査 承知しました。

その点が書きにくければ説明会の場でも結構なのですけれども、経済産業省の方でもそ

ういう働きかけというのでしょうか、非公表でどうしても横並びのデータの表をつくる時に必要であれば働きかけはするのだと。もちろん無理なものは無理だと思いますので、お願いをいただければなと思っておりますので、説明会の場で御紹介いただければと思います。

それから、要綱の2ページ目、(3)の事業実施方法のところ、①上記事業内容①においては、ACE関係各国と各種調整を実施しとございまして、次の行の後半部分「(各会議の現地にての対応者は2名必要)」となっておりまして、この対応者というのが個別の会議ベースでの滞在なのか、あるいは向こうに現地事務所が必要であるとか、オフィスを借りなくてはいけないとか、そこまでを要求する、いわゆる常駐者として2名要求なさるおつもりなのか。この点はいかがでしょうか。

○山下総括補佐 事務所を設けてそのスタッフが対応する必要は全くなくて、会議の開催前後に出張ベースで準備のために訪問して、現地で2名出張ベースでの対応をしていたとということでも十分でございます。

○稲生主査 わかりました。

それから、やや細かいのですが、6ページ目でございますが、一番上の②、項目としては「確保されるべき質」のところ、会合出席国及び出席者から10カ国程度及び各国2名程度の参加を得るというこの業務自体はわかるわけでございますが、例えば恐らく参加を募るときにいろいろ発出の文書を出すことになるかと思っておりますけれども、こういったデータの発出者名というのでしょうか、つまりなかなかメーカーのシンクタンクの名前で出しても来てくださるというのは難しいと思うのですが、この場合には、例えば経済産業省のお名前、あるいはしかるべき方のお役職名のついたようなレターが送られるという理解でよろしいのでしょうか。あるいはメールでも結構です。

○山下総括補佐 各国に案内を出す際のレターは、基本的にはACEの名前で出しておりますが、したがいまして、サポートレターというのが、日本が出すというよりはACEが案内状を出しますから、そういう意味では、もちろん出席の回答はACE及び受託者になるのですが、最初のアプローチはACEがした形になりますので、基本的にはそれを各国から見るとサポートしているシンクタンクがいるのだなと見えるだけです。

○稲生主査 そうすると、これまでの実績としまして、過去は10カ国程度あるいは各国2名程度の参加というのは得られているのでしょうか。そうするとある種神通力みたいなものがACEにかかっているのかなという部分があるかと思うのですが。

○山下総括補佐 24ページをごらんいただければと思うのですが、ここに出席の状況がございまして、その年とフォーラムの種類にもよるのですが、大体10カ国程度というのは担保されているのではないかなと。

○稲生主査 もちろん6ページの質のところでは「程度」という言葉がありますので、1カ国減るとか、あるいは各国2名が1名になったとしても、恐らくハードルはクリアするのだらうかと理解しております。実績の方法というのは、あくまでもACEの名前で出して

きてということになるわけですね。

○山下総括補佐　そういうことでございます。

○稲生主査　わかりました。

本当に細かくて大変恐縮なのですけれども、恐らく別のところが参入しようと思うと、結構こういうところでひっかかってくるのではないかなと思ひまして質問をした次第です。

私からは以上でございます。ほかの先生方はいかがでしょうか。

○石村専門委員　開催の日程なのですけれども、なかなか決まらなくて、遅いものだと2カ月前に決まるというお話を伺ったのです。会場を押さえるとかそういうので、特に会場の費用は結構かかるもので、普通40~50名規模のものになると、ホテルとかそれなりの会場を用意しないといけないと思うのです。そうすると、もしもちょっと日程がずれただけでも違約金がかかってしまうと思うのですけれども、そういう費用負担というのは、業者負担になるのですか。当然、発注者の方が負担するのが筋ではないかなと。

あと、日程的にこれは一般的な話なのですけれども、ある程度の規模の会議だと、大体6カ月前に予約して会場を押さえるというのが通常なされるのですが、2カ月前となると、かなり受ける業者の側にしてみれば、相当精神的な負担とか物理的にも大きな負担になっているのではないかなと。もしもぎりぎり間際、2カ月前にしか決まらないようなものがあるということであれば、日程変更によってそういった費用負担、要はホテルなり会議場のキャンセル料の負担は、業者の側に負担させないという形のことをしっかりアナウンスしてあげないと、なかなかこれは受けるのに勇気が要る仕事ではないかなと思うのですけれども、その辺のところはどうお考えなのでしょう。

○山下総括補佐　4ページの上から2行目なのですけれども、まさに会合関連費用の支払いを行うとありまして、会場費等とあります。こちらに関しては、基本的に仮にASEAN+3全体で日程の変更を余儀なくされた場合には、当然キャンセル料等はこの費用の中で支払うということもあります。

ただ、国によっては会場費をホスト国の政府が出しますよと、自分たちがリーダーシップをとってこの会議を運営しているということアピールするために、自分たちで出す国もあるので、そういう場合はその国の負担になってしまうのですけれども、もし途上国の場合で会場費も出せないという場合や、この事業の中で会場費用の拠出をお願いする場合、仮に何らかの事情で変更になってキャンセル料が発生したとすると、それは受託者の負担ではなくて、変更のキャンセル料もこの事業の中で見てあげるということを基本だと考えています。

○石村専門委員　要は、契約書なりそういうものに明記してあげるということでよろしいのですね。

○山下総括補佐　書き方は検討いたしますけれども、主催者側の事情によりやむを得ずキャンセル料が発生した場合にはという条件つきで、そういった費用をこの事業の中で拠出することも可能とするという内容を盛り込みたいと思っています。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 ほかに先生方、いかがでしょうか。

それでは、時間となりましたので「国際石油需給体制等調査」の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきますと思います。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 本日の審議の中で御指摘いただきました事項につきましては、経済産業省の方と相談して修正の必要があれば、それを踏まえて、また先生方に御確認いただきたいと思います。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見の募集結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

経済産業省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せください。

事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。